

建設業 社会保険加入は待ったなし! ①

一般社団法人 名北労働基準協会
 労働保険・社会保険コンサルタント
 社会保険労務士 福田博司

福田博司
 プロフィール



当協会相談員。年金事務所
 で加入促進を担当し、現在は
 当協会で社会保険加入問題の
 相談・講演活動を行っている。
 社会保険労務士。

建設業にたずさわる皆様は
 ご存知でしょうか?

平成29年4月以降、社会保
 険未加入の企業・労働者は、
 公共工事の現場に事実上立ち
 入ることができなくなるこ
 とを……!

実際、民間工事にもこの流
 れが拡大してきており、数多
 くの建設現場では立入不可と
 なってきています。平成29年
 3月まであと7カ月を残すの
 みとなった現在、社会保険に
 加入しなくては今後の生活が
 成り立たなくなります。もう
 「待ったなし」です。建設業
 及びそこで働く皆さんは、今
 一度自分たちの状況を再確認
 してみたいかがでしょうか。
 そこで「建設業の社会保険
 等未加入問題」について、そ
 の対策と対応について今月か
 ら4回にわたり、具体的に説
 明します。

第1回は行政(国土交通
 省・厚生労働省(日本年金機
 構)・愛知県及び名古屋市中
 国税庁(税務署))の取り組
 みについて取り上げます。

国土交通省は、建設業の持
 続的な発展にとって必要な人
 材(若者)の確保を図るとと
 もに、事業者間の公平で健全
 な競争環境のため「社会保険
 加入に関する下請指導ガイド
 ライン」により、行政として
 の取り組み及び元請企業・下
 請企業の役割と責任を明確化
 しました。

具体的には、建設業許可部
 局(国土交通省・都道府県)
 による「申請・更新・通報・
 立入検査」時等での社会保険
 加入指導。指導に応じない場
 合は、厚生労働省の社会保険
 部局(日本年金機構等)に通
 報します。この情報提供等に
 より、日本年金機構は、社会
 保険未加入企業に対して、3

回以上の「来所通知」や「戸
 別訪問」等で加入指導し、自
 主的加入を促します。



それでも指導に応じない場
 合等は、行政の立入検査によ
 る職権適用を行い、原則2年
 間の保険料の徴収等を行いま
 す。2年間の遡及適用は建設
 業者にとって死活問題です。

更に強制適用も拒否する事業
 者には、刑事告発もありえま
 す。なお、社会保険未加入事
 業所の情報は国税庁(税務署)
 から年々金事務所に提供され

ています。

また愛知県の場合、社会保
 険未加入の業者との一次下請
 契約を禁止しており、違反す
 ると指名停止等の処罰があり
 ます。

さらに名古屋市は、社会保
 険未加入業者を確認した場合、
 国・県に通報することとなっ
 ています。

このように社会保険未加入
 事業者にとって行政は、オー
 ルジャパン体制で、強力にア
 クセル全開状態で、加入勧奨
 を行っていると言っても過言
 ではありません。

加えて多くの元請業者が、
 施行体制台帳や再下請通知書、
 作業員名簿を活用した加入指
 導を進めており、下請業者は
 社員と請負関係にある者を明
 確化し、適正な保険に加入さ
 せる必要があります。

本年7月には「下請指導ガ
 イドライン」が、社会保険等
 の更なる加入強化をする為一

部改定や取り扱いについて具
 体的に提示されました。内容
 は、①法定福利費を内訳明示
 した見積書の再下請までへの
 徹底、②雇用と請負の明確化
 です。取り扱いの中では、適
 切な保険加入未確認の人の現
 場入場の際に際しての特段理由の
 解釈について柔軟な配慮がさ
 れました。ただ行政・業界が
 一体化した社会保険加入強化
 の流れは急加速中です。もう
 「待ったなし」です!!

ここまで社会保険加入につ
 いての行政等の取組を説明し
 ました。次回は「社会保険」
 建設業での「適切な保険」と
 は? を中心に具体的事例を
 交えて説明します。

◆ ◆
 建設業の社会保険加入のご
 相談は、当協会ホワイト企業
 推進本部(☎052-1961
 -3655)にて承ります。